

本市の対応方針について

1. 外出自粛要請への対応

○医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを市民へ周知する

※生活の維持に必要な場合でも感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を市民へ周知する

2. イベントの開催自粛要請への対応

○イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を市民へ周知する

【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）

催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）

式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

3. 休館施設の追加

既の実施している市有施設等の休館措置の追加を行う。

(現在予約が入っている案件については、開催の自粛を求めていく)

◆貸館・貸会議室

◆体育館、競技場

◆公園にある体育館・テニスコート等の施設（公園自体は開園）

4. 緊急事態措置コールセンターの設置について

参考資料1 参照

5. その他対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職員の出勤抑制の実施について

参考資料2 参照

(2) 保育所の利用の自粛について

○市内企業・事業所等に対して、可能な限り在宅勤務や代休取得を要請する。

○保護者に対しては、家庭の保育が可能な場合は、保育所の利用の自粛を要請する。

(3) 放課後事業等の利用の自粛について

○子どもたちが自宅等で過ごしてもらうよう、保護者に利用の自粛を要請する。